



緊急事態宣言解除になり、やっと日常の生活を取り戻す第一歩が踏み出されましたが、川崎市では「段階的な解除」を行うことが決まりました。そのため川崎市の保育園は、6月も引き続き登園の自粛の要請を行うことになりました。緊急事態宣言中も、医療関係従事者、福祉施設などの従事者、インフラ関係従事者、生活必需品物資供給の従事者、その他社会生活を維持する上で必要な施設の従事者、ひとり親家庭で仕事を休むことが困難な方などに該当する家庭など、保育を縮小しながら市民生活において必要不可欠な業務を安定的に実施するための保育を実施してきました。自粛にご協力いただきましたご家庭に心から感謝いたします。また、感染のリスクの中で市民の安全と健康のために勤務を続けて下さった方々にも感謝いたします。はるひ野保育園では、現段階で感染者または濃厚接触者の報告はありません。引き続き、感染から園児を守る努力を最大限、続けていきます。そして…仕方がないとはいえ、登園の自粛を要請しなければならないということが、こんなにも寂しくて悲しいことだったということを痛感しています。保育がしたくて保育士になりました。保育園で子どもたちに関わる仕事がしたくて、保育園での看護師、栄養士、調理師、事務員になりました。だからこそ、この期間を乗り越えて、保育園に子どもたちが帰って来るのを心待ちにしています。思いっきり笑い合える日が早く来て欲しい、第二波に襲われることがないようにしっかりと終息させて欲しいと思っています。コロナになんか負けないぞ！

今月の予定

- 16日(火) 園医健康診断 ※対象園児年齢は未定です。
登園自粛中の方は、今後受診します。
- 17日(水) 避難訓練(地震・火災想定)

6月生まれのおともだち紹介

おたんじょうび おめでとう♪



3歳児以上の給食費徴収について

3歳児以上の園児の保育料が無償になったことに伴って、給食費を翌月の20日に口座引き落としにて実費徴収しています。1ヶ月主食費1600円 副食費4500円で、合計6100円です。しかし、登園自粛期間に限り日割りで徴収します。4月から口座を開設していただきました3歳児クラスの園児と、4月から入所した新入園児は、4月分と5月分の2ヶ月分を6月に引き落としさせていただきます。それ以外の園児は、すでに4月分の引き落としをさせていただきました。

利用状況届(利用継続手続き)について

川崎市では、認可保育所の利用継続の手続きとして、年1回保護者の保育要件(保育を必要とする理由)を確認するため、「利用状況届」の提出を求めています。しかし、令和2年に限り、「世帯状況・保育を必要とする事由等」に変更があった方のみが対象になります。

利用継続手続きに必要な書類を、川崎市に在住し、令和元年度以前(令和2年3月以前)から引き続き入所されている方に配布しています。必要な方は提出してください。

提出期限 はるひ野保育園提出 6月22日(月)まで

区役所提出 7月6日(月)まで

「園ぴゅう太」登録のお願い

保育園では、緊急時(災害時など)や至急のお知らせなどで保護者に連絡をする際に「園ぴゅう太」(インターネット)を使用しています。今回、新入園児のご家庭の中には、まだ1度も登園していない方も多く、登録のお願いが出来ていません。登園された時に「スタートアップガイド」をお渡ししますので、登録をお願いします。

また、新型コロナウイルス感染症に関連した登園についての要請、その他に関しましては、全て川崎市からの指示で実施しています。川崎市のホームページをご覧ください。ご不明な点などは、保育園にお尋ねください。

